

Q & A



特定行為研修にかかる期間はどのくらいですか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目により異なりますが、おおむね5か月～2年間で修了することができます。



特定行為研修の受講料はいくらかりますか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目により異なりますが、おおむね30万円～250万円かります。詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



支援制度はありますか？

都道府県によっては、「地域医療介護総合確保基金」により、研修を受講する受講生やその受講生が所属する施設に対して、受講料や代替職員雇用の費用の支援を行っています。
また、指定研修機関によっては、雇用保険の給付制度のひとつである「教育訓練給付金」が活用できる場合があります。

→ 支援制度の詳細は、各都道府県または、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



特定行為研修についての詳細

特定行為研修制度についてのより詳しい情報はこちらをご参照ください

<厚生労働省ホームページ>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省ウェブサイトに記載しています

<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>



本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、訪問看護ステーションおよび介護施設の皆さまには、特定行為を適切に行うことができるように、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（平成4年法律第86号）第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと思います。

また、看護師は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発および向上に努めていただきたいと思います。

訪問看護ステーション・介護施設の皆さまへ

これからの医療を支える 「看護師の特定行為研修」

ご案内

本リーフレットにおける「特定行為」は、看護師が手順書に基づき行う38の診療の補助行為を指します。介護職員等による喀痰吸引等の行為とは異なります。



——「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること——

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

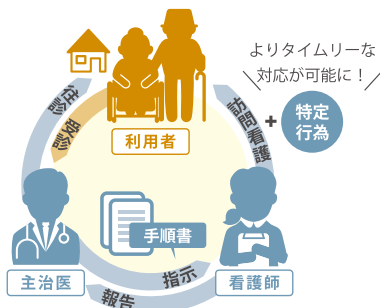
特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。

「治療」と「生活」の両面から利用者さんを支えるために…

「特定行為研修」の目的

特定行為研修を受けると、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示）によって、看護師がタイムリーに特定行為を実施できるようになります。

特定行為研修制度は、特定行為研修を修了した看護師を計画的に養成し、今後の急性期医療から在宅医療を支えていくことを目的としています。



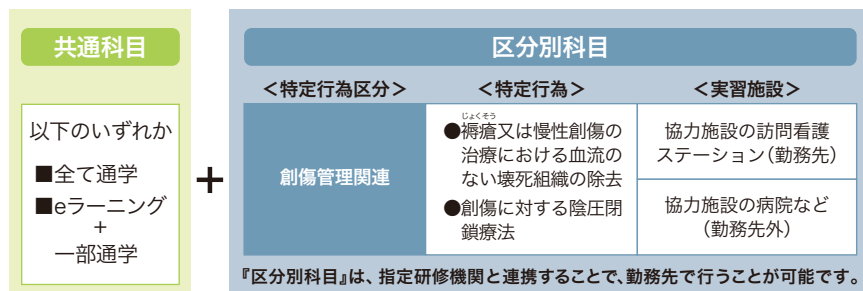
受講方法

看護師が就労しながら研修を受けられるよう、

- ①講義・演習の一部は、eラーニングなど通信による学習が可能です。
- ②実習は、受講者の所属する就業場所でも受講可能です。

在宅医療に関する「特定行為研修」のイメージ

例 創傷管理関連を受講する場合



研修は、全ての特定行為区分に共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」により構成されています。研修は、指定研修機関での講義・演習・実習によって行われ、一部の指定研修機関では講義と演習に「e-ラーニング」を導入しています。

2019年から領域別パッケージ研修がはじまりました

特定行為研修は特定行為区分ごとに受講するように定められていますが、領域別パッケージ研修は、各領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いと想定される特定行為をまとめた研修です。領域には、「在宅・慢性期領域」、「外科系基本領域」などがあります。特定行為区分のうち一部の特定行為の研修を受講するので、特定行為区分ごとに研修を受けるのと比較して短い時間数で研修を修了することができます。

特定行為研修修了者の声



訪問看護ステーションで活躍する研修修了者

もっこう たつや
木工 達也 氏

どこでも訪問看護ステーション田野
創傷管理関連他8区分修了

私は、訪問看護への転職と同時期に、特定行為研修を受講しました。職場からの勤務調整や給与面などのサポートを得て、修了することができました。

研修の大きな特徴は、フィジカルアセスメントのスキル向上や臨床推論を基盤とした視点に身につく点です。受講によって、多職種との連携の際に「医療」と「生活」の視点を統合した共通のゴールを示せるようになり、利用者と家族の安心した療養生活の支援につながると思います。

研修修了後は、訪問の際に異常を察知すると、身体診察と問診を行い、鑑別疾患を挙げ、在宅医に報告して必要な処置を行っています。褥瘡管理時は、外科的処置を実施する機会が多いため、早期加療が可能となりました。また、胃瘻などの継続的な医療サービスが必要な利用者の受診に伴う苦痛や在宅医の負担の軽減、利用者の重症化予防、救急搬送数の減少も期待できます。

在宅領域の特定行為研修修了者は、未だ少ないのが現状です。研修で得た知識・技術を他看護師と共有することで、事業所単位の看護の質も向上します。ご検討中の皆さまも、一歩を踏み出し、受講してみたいかがでしょうか。



介護施設で活躍する研修修了者

ねもと ちえ
根本 千恵 氏

介護老人福祉施設ヴィラ町田
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連他7区分修了

特定行為研修の修了に向け、施設長をはじめ快く実習に送り出してくれました。研修中は、施設との間で「報・連・相」をこまめに行うことが大切だと感じました。

研修によって、アセスメントする力や必要な治療を理解し特定行為を実施する力がつきました。研修内容は、特定行為のみに活かすのではなく、日々の看護業務の中で、特定行為も含めた医療・看護の提供にも繋がっています。

具体的には、「脱水症状に対する輸液による補正」、「感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与」などを中心に、毎週数例の特定行為を実践しています。手順書の範囲内である場合は、医師の指示を待たずに、利用者様の病状の変化を自ら判断し、迅速に対応していますが、幸い、利用者様やご家族の理解も得られ、医師・管理者・同僚との信頼関係も深まりました。多様な臨床場面、多数の特定行為を実践できるようになったことは、自信にも繋がりました。

課題は、研修を修了した看護師が施設に私一人で、不在時の対応ができないことです。一人でも多くの看護師が受講することで、利用者様の施設生活の継続に繋がる関わりができると思うので、ぜひ受講していただきたいです。

